

民生委員審査専門分科会について

1 審議内容

民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、中核市長が民生委員・児童委員を厚生労働大臣に推薦する際の民生委員・児童委員の適否に関する事項について審議します。

2 開催場所・開催頻度等について

主な開催場所は、寝屋川市立保健福祉センター（寝屋川市池田西町28番22号）、池の里市民交流センター（寝屋川市池田西町24番5号）などです。

会議の開催につきましては、民生委員・児童委員にふさわしくない非行があった場合は、随時開催しますが、今年度におきましては、3年に1度の民生委員・児童委員の一斉改正の年度であるため、12月1日委嘱に向け6月末から8月初旬にかけ、4回程度の開催を予定しています。

身体障害者福祉専門分科会について

【第1審査部会】

1 審議内容

社会福祉法に基づき、都道府県、中核市等が社会福祉全般を審議するために設置する審議会のなかで、次の内容を審議していただきます。

- (1) 身体障害者手帳診断書・意見書の障害程度に疑義がある場合、または意見等級を7級や、法に基づく障害に該当しないとされているとき等
 - 提出された診断書を元に、身体障害認定基準に基づく障害に該当するか、該当するなら障害名・等級の意見と理由、また、内容に関する進言（例：一定期間後に再度診査を受ける必要性、障害の永続性など）
- (2) 身体障害者手帳に係る指定医師の指定、又は指定取り消し
 - 提出された次の書類を元に、その職歴、分野、研究歴、業績等が指定医師としての専門性を確保しているか
 - ・ 申請書 ・ 同意書 ・ 履歴書 ・ 医師免許証の写し
 - ・ 指定を受けようとする分野の主な業績に関する書類

2 開催場所・開催頻度等について

審議方法につきましても、実際に一堂に会していただくことは難しいと思いますので、次のように考えております。

(1) 審議いただく時期

毎月末頃（案件がない場合は未開催となります）

(2) 審議の方法

審議依頼の理由書をつけた診断書（個人情報削除しております）を持参、もしくは郵送させていただき、審議終了後は答申書を記載していただき（簡略なものとなります）郵送いただくか、ご連絡いただければ取りに伺う予定です。会議として開催はございませんので、場所や定めのある拘束時間はございません。

(3) 審議の頻度（参考：平成29年度実績）

<u>肢体不自由…14件</u>	<u>じん臓機能…2件</u>	<u>肝臓機能…0件</u>
<u>視覚…2件</u>	<u>呼吸器機能…10件</u>	<u>心臓機能…6件</u>
<u>聴覚・平衡機能…0件</u>	<u>ぼうこう・直腸機能…0件</u>	<u>免疫機能…0件</u>
<u>音声・言語・そしゃく機能…0件</u>	<u>小腸機能…0件</u>	

身体障害者福祉専門分科会について

【第2審査部会】

1 審議内容

中核市移行にともない、自立支援医療（更生・育成医療）の事業が本市に移譲されました。併せて、自立支援医療（更生・育成医療）の指定医療機関の指定」についても移譲されたため、社会福祉審議会において、次の内容を審議していただきます。

(1) 諮問事項

自立支援医療（育成医療・更生医療）の医療機関の指定の審査（自立支援医療審査部会）

(2) 具体的な諮問内容

自立支援医療機関の指定に関してご審査いただくのは「新規申請」のみとなります。新規申請以外の変更申請等は障害福祉課での審査となります。

2 開催場所・開催頻度等について

(1) 諮問事項がある場合のみとなります（最大で月1回）。

※ 諮問事項がある場合、障害福祉課から担当委員に諮問を依頼します。

(2) 担当委員に諮問内容の書類を持参（または郵送）いたします。

(3) 書類をご確認いただき、指定の可否等について、障害福祉課へご提出いただきます。

(4) 審査結果に基づき、医療機関の指定について、市が決定します。

児童福祉専門分科会について

1 審議内容

寝屋川市社会福祉審議会規則（平成 31 年寝屋川市規則第 50 号）第 6 条第 1 項第 3 号の規定により、以下に掲げる事項について審議します。

- (1) 児童の福祉に関する事項
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 4 項及び第 35 条第 6 項に規定する認可に関する事項
- (3) 児童福祉施設の設置者に対する事業の停止命令に関する事項
- (4) 認可外保育施設の事業停止命令又は施設の閉鎖命令に関する事項
- (5) 家庭的保育事業者等に対する設備及び運営の向上のための勧告に関する事項
- (6) 放課後児童健全育成事業者に対する設備及び運営の向上のための勧告に関する事項
- (7) 児童福祉施設の整備のうち重要事項についての審査に関する事項
- (8) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 3 項に規定する認可、同法第 21 条第 2 項に規定する命令及び同法第 22 条第 2 項に規定する認可の取消しに関する事項
- (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 7 条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事項
- (10) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 7 条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事項

2 開催場所・開催頻度等について

主な開催場所は、寝屋川市立保健福祉センター（寝屋川市池田西町 28 番 22 号）、寝屋川市役所本庁舎（寝屋川市本町 1 番 1 号）などです。

会議の開催については、事案に応じて適宜開催することとしており、開催頻度については、年 1～2 回程度、1 回あたり 1～2 時間程度を予定しています。

社会福祉法人設立認可等審査専門分科会について

1 審議内容

寝屋川市社会福祉審議会規則（平成 31 年寝屋川市規則第 50 号）第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、以下に掲げる事項について審議します。

- (1) 社会福祉法人の設立、解散又は合併の認可に関する事項
- (2) 社会福祉法人に対する社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 7 項の規定に基づく業務の停止命令又は同法第 56 条第 8 項の規定に基づく解散命令に関する事項
- (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 18 条の 2 第 3 項の規定に基づく老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限命令又は停止命令に関する事項
- (4) 老人福祉法第 19 条第 2 項の規定に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令又は設置の認可の取消しに関する事項

2 開催場所・開催頻度等について

主な開催場所は、寝屋川市立保健福祉センター（寝屋川市池田西町 28 番 22 号）、寝屋川市役所本庁舎（寝屋川市本町 1 番 1 号）などです。

会議の開催については、事案に応じて適宜開催することとしており、開催頻度については、年 1～2 回程度、1 回あたり 1～2 時間程度を予定しています。